

ロウワー・プラザ緑地ひろば利用申請手続きのご案内

許可が必要な利用

●次に掲げる行為をしようとする場合は、沖縄防衛局長の許可を受ける必要があるため、申請書の提出をお願いします。なお、申請内容の審査にあたっては、当局から米軍と協議を行います。

- (1) 物品等の販売、その他これらに類する行為をすること。
- (2) 協議会、展示会、集会その他これらに類する催しのため、緑地ひろばの全部又は一部を独占して使用すること。
- (3) 火気を使用すること。なお、たき火（バーベキューを含む）、花火、キャンプファイヤー等をし、又は火気を弄び、その他危険な遊戯をすることは禁止されています。

●沖縄防衛局長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、利用を許可できません。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は施設の設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員に該当するとき。
- (4) 「物品等の販売、その他これらに類する行為をすること」及び「競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため、緑地ひろばの全部又は一部を独占して使用すること」の許可を受けようとする者に相当の収益が生ずる可能性があり、かつ、行為の目的や態様、他の利用者の利益、予想される収益等を総合的に勘案して緑地ひろばの利用方法として不適切と認められるとき。
- (5) 上記4つに掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。
- (6) その他、連続して5日を超える利用。ただし、沖縄防衛局の審査の結果、特別の必要があると認められるとき、又は管理上支障がないと認められるときは、この限りではありません。

●沖縄防衛局長は、許可を受けて特定の行為をする者（以下「特定利用者」という。）において、許可を受けた目的以外に施設を利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸することを禁止しております。ただし、次のいずれかに該当するものは、転貸とみなしません。

- (1) 許可を受けた者が団体の場合で、その構成員等が緑地ひろばを使用する場合
- (2) 催しのために利用許可を受けた場合で、催しの主催者が、その催しに伴う露店等の出店、興行等のために緑地ひろばを使用させる場合

●沖縄防衛局長は、特定利用者（許可を受けた者が団体の場合は、その構成員等を含む。また、催しのために利用許可を受けた場合であって、催しの主催者が、その催しに伴う露店等の出店、興行等のために緑地ひろばを使用させる場合は、当該露店等の出店、興行等のために緑地ひろばを使用する者を含む。）が次のいずれかに該当するとき、又は管理上必要があると認めるときは、その利用の許可を取り消し、若しくは許可の内容を変更し、又はその利用を停止し、若しくは利用条件を変更することがあります。

- (1) ローワー・プラザ緑地ひろば利用に関する禁止事項に違反したとき。
- (2) 許可を受けた利用の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 緑地ひろばの保全又は公衆のひろばの使用に著しい支障を生じたとき。
- (5) 施設の設備又は器具等の保全その他施設の管理上必要な、沖縄防衛局長による指示に従わないとき。
- (6) 上記5つに掲げる場合のほか、施設の管理上特に必要があると認められるとき。

許可が必要な利用に関する申請方法

許可が必要な利用を希望する方は、

- ① 申請窓口に事前の調整のため利用内容をメールで送付
- ② 緑地ひろば担当と利用内容について調整
- ③ 緑地ひろば内行為許可申請書を提出

の申請手続きが必要です。詳細は下記をご確認ください。

なお、当局による審査や米軍との協議の結果、許可ができない場合もございますので、予めご了承ください。

【小規模な物品等の販売（キッチンカー出店など）や地域活動等での利用を希望する場合】

●事前調整のため、「利用日時、利用場所（利用レイアウトと面積）、目的や内容」を申請窓口あてにメールにて送付してください。ページ下部のメールアドレスをクリックするとメール様式が自動的に表示されます。

調整に時間を要する場合もございますので、利用希望の場合はお早め（2か月前程度）の事前調整の連絡をいただきますようご協力お願いいたします。

事前調整後完了後、「緑地ひろば内行為許可申請書（※1）」をメールにて、利用希望日の45日前までに提出してください。（利用希望日の7日前までを目安に利用可否を

回答しますが、調整状況等によっては利用可否の回答が前後する場合もございますので予めご了承ください。）

【イベント利用を希望する場合】

●事前調整のため、「利用日時、利用場所（利用レイアウトと面積）、目的や内容（露店等がある場合はその店舗数や取扱品目、来場者見込み、利益見込み等）」を申請窓口あてにメールにて送付してください。ページ下部のメールアドレスをクリックするとメール様式が自動的に表示されます。

イベント利用の場合、米軍との協議や可否の判断に時間を要しますので、利用希望日の4か月以上前に事前調整の連絡をいただきますようご協力をお願いいたします。

事前調整完了後、「緑地ひろば内行為許可申請書（※）」をメールにて、利用希望日の45日前までに提出してください。（利用希望日の7日前までを目安に利用可否を回答しますが、調整状況等によっては利用可否の回答が前後する場合もございますので予めご了承ください。）

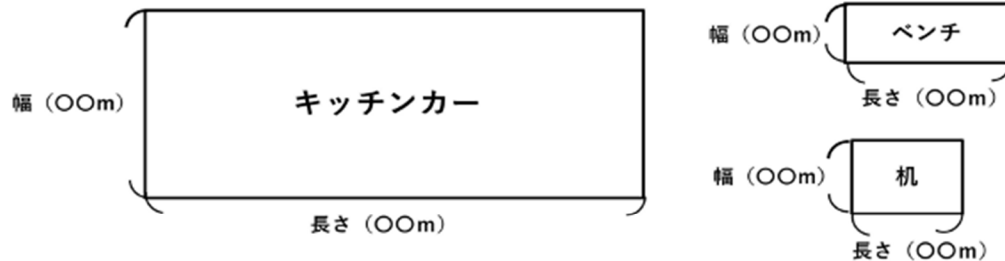
●他の出店者やキッチンカー等を集めてイベントの開催を希望される方（代表者）は、「緑地ひろば内行為許可申請書」に、「出店者一覧表」及び「委任状」を併せて提出してください。当局からの各種調整事項は代表者（申請者）に対して行い、原則として他の出店者等に対して当局から直接調整はいたしません。また、緑地ひろば内行為許可書や使用料の納付書等は当局から申請者（代表者）のみに送付いたします。

なお、代表者（申請者）が各出店者から、緑地ひろば使用料や、催しに必要な備品の費用その他催しに必要な経費以外の売上手数料等を徴収することは禁止しておりますのでご注意ください。

※ 「緑地ひろば内行為許可申請書」を提出する際は、使用する範囲が分かる位置図、平面図、求積図等の添付をお願いいたします。以下は一例です。

【参考】

申請面積：合計〇〇㎡



1.車種 (ex.トヨタ〇〇、ホンダ〇〇)

2.申請面積：合計〇〇㎡

算出方法：

キッチンカーの面積 (車両の長さ〇〇m×車両の幅〇〇m) + 物品 (机、ベンチ等) の範囲面積
(後部扉を上げて使用する場合等も、その旨明記の上、使用面積に含めてください。)

3.その他

(伝えておきたいこと等)

許可事項の変更に関する申請方法

●申請が許可された後に利用内容を変更したい場合は、「緑地ひろば内行為許可事項変更許可申請書」をダウンロードいただき、必要事項を記入後、申請窓口までメールにて送付してください。

使用料の減免に関する申請方法

●公用又は公益上特に必要があると認められる利用については、使用料を免除できる場合があります (詳細はお問い合わせください)。使用料の免除を申請しようとするときは、「緑地ひろば使用料減免申請書」をダウンロードいただき、必要事項を記入後、申請窓口までメールにて送付してください。

申請書等の様式

HP上に記載しておりますので、そちらからダウンロードお願いいたします。